

国際熱帯木材機関（ITTO）第 11 回理事会 の概要について

小 柳 好 弘

はじめに

国際熱帯木材機関（ITTO）の第 11 回理事会が、平成 3 年 11 月 28 日から 12 月 4 日まで横浜の「みなとみらい 21」にあるパシフィコよこはま国際会議場で開催され、生産国 15 か国、消費国 21 か国（EC 代表部を含む）の他、オブザーバーとして関係国際機関、木材業界団体、環境保護団体等から 200 名以上が出席した。ITTO の理事会は年 2 回行われており、1 回は生産国で、1 回は ITTO 事務局のある横浜（毎年 11 月か 12 月）で行われている。理事会開催時には、同時に三つの常設委員会（市場情報、造林・森林経営、林産業）が開催され、プロジェクト審査、ITTO の活動等が協議され、最終的に理事会で決議等が行われている。

今回の理事会においても、プロジェクトの採択、西暦 2000 年目標（西暦 2000 年までに、持続的経営が行われている森林から生産された木材のみを貿易の対象とするという目標）の達成への取り組み、サラワク問題、国際熱帯木材協定の改訂問題等が審議された。以下、その概要についてご紹介したい。

1. 新規プロジェクトの審議、採択

今回の理事会には、市場情報、造林・森林経営、林産業の各分野について 49 件のプロジェクト及びプリプロジェクトが提出された。これらプロジェクトは各常設委員会で、2000 年目標達成のための緊急性、他の地域への裨益性、具体的効果の実現性等の観点から審議された結果、19 プロジェクト（市場情報 3、造林・森林経営 12、林産業 4）及び 6 プリプロジェクト（造林・森林経営 3、林産業 3）の計 25 件が採択された。このうち 12 件（この他、前回理事会まで

KOYANAGI, Yoshihiro: The 11th Executive Board Meeting of the ITTO
林野庁木材流通課

に採択された 3 件) に各国から任意拠出金の拠出が表明され、実行に移されることになった。

この中には、我が国が提案した「熱帯木材需給デザインプロジェクト」(西暦 2000 年における保続生産量の推計、木材産業の動向及び振興策等) も含まれている。また、最近のインドネシアに見られる大規模な山火事等の自然災害から熱帯林を守ることが重要になっていることから、日本、米国、インドネシアの共同提案による「熱帯林の山火事防止」に関する活動計画(原因調査、消火対策、予防対策等のための調査活動、ワークショップ等)についても承認され、既に日本人専門家も参加した調査団がインドネシアに派遣されている。

2. サラワク問題

第 9 回理事会(1990 年 11 月)で、ITTO が派遣したサラワク調査団の報告及び勧告(保護林の拡大、伐採量の 920 万 m^3 への削減等)を受けて、マレーシア連邦政府及びサラワク州政府はこれを受け入れる旨表明したが、前回の理事会(1991 年 5 月)において消費国側から、サラワク州政府で ITTO 調査団の勧告が守られていないとして、今回の理事会で説明を求める旨の表明が行われた。これを受けて今回の理事会では、サラワク州政府代表より伐採量の削減に関して表明が行われた。

その内容は、1990 年における伐採量は 18.8 百万 m^3 で、このうち永久林(将来とも木材生産を行っていく森林)から 12.5 百万 m^3 、転換林(農用地等に転換する森林)から 6.3 百万 m^3 であったが、これを永久林について 1992 年 1.5 百万 m^3 、1993 年に 1.5 百万 m^3 削減し、今後 2 年間で 3 百万 m^3 の伐採量を削減することを表明し、これを実施することによる社会的、経済的影響の重大性に鑑み、マーケットアクセスの改善、技術移転の促進、人的資源の確保等に対する各国の支援を呼びかけた。

この表明に対して、消費国代表、日本、豪からこれを評価する旨の表明が行われた他、EC、ガーナ、ホンジュラス、更に米国、欧州の木材業界等からも、その表明をサポートする旨の表明が行われ、サラワク州政府の努力を見守って行くこととなった。

3. 西暦 2000 年目標

前回の理事会において、各国における西暦 2000 年目標の実現施策について、今回の理事会において各国から報告を求める決議が行われ、これを受けて今回

消費国 13 か国（日本，EC，英，独，仏，豪，オランダ，デンマーク，ノルウェー，オーストリア，フィンランド，スウェーデン，スイス），生産国 3 か国（インドネシア，マレーシア，ガーナ）が各国の施策を発表した。

この中で，消費国側の発表内容は熱帯林の持続的経営と保全に対する二国間，多国間の協力の強化を主体としており，貿易政策についての具体的内容は比較的少なく，熱帯木材の輸入制限についても否定的見解であったが，英国が，英国輸入協会が輸入木材が ITTO のガイドラインに従って生産された木材であるか，人工林により生産された木材か確認するとか，オランダが，生産を持続的経営林のみに限り，原生林の伐採を禁止するための手段を支援する，あるいは，スイスが，熱帯木材貿易の一方的な制限には反対であるが，2000 年目標の達成に向けて進展が認められなければ，国内の公共事業における熱帯木材の使用について検討することもあり得る等と発表したところ，これらの発表に対してインドネシアが熱帯木材の輸入制限につながるものとして批判する場面も見られた。生産国からは，主に自国の森林経営政策に対する説明が行われた。

なお我が国は，二国間・多国間援助を通じ，熱帯林を中心とする森林の持続的利用と保全・研究への協力に重点的に取り組み，積極的に協力して行くこととし，今後とも 2000 年目標達成のために ITTO の行う諸活動に対する人的，資金的，技術的な支援を推進する。協力施策として，ITTO ガイドラインの実施に資する優良なプロジェクトの発掘のための生産国との対話並びに ITTO を通じて優良プロジェクトの実施，ITTO との共催で実施したシニアフォレスター会議の成果のフォローアップ，人材養成への協力，地域住民が森林から適切な恩恵が受けられるような協力，熱帯林の生物学的多様性の保全に関する協力等に取り組んで行くことを発表した。また貿易対策として，2000 年に向けての熱帯木材需給予測のプロジェクトの提案・実施，生産国の輸出货量等見通しの的確な把握，熱帯木材貿易のモニタリング，日本木材輸入協会による輸入取引の自主的ガイドライン，合板業界による合板原料転換目標，熱帯木材利用の合理化対策，熱帯木材の加工度の向上，未利用林産資源の市場化，持続的経営コストをカバーする熱帯木材価格の実現に対する取組み等について発表した。

4. 生物学的多様性の保全に関する ITTO ガイドライン

ITTO では，これまで熱帯林の保全と持続的利用のために各国の取るべき指針として「熱帯天然林経営のガイドライン」及び「人工林経営のガイドライン」を策定したが，現在，「生物学的多様性の保全に関するガイドライン」の策定

に取り組んでいる。これは、保護区等として設定される森林以外の生産林内における生物学的多様性の保全に関するものである。過去2回のワークショップで検討された案が今回の造林・森林経営委員会で審議されたが、現在、本年6月のUNCEDに向けて生物学的多様性の保全に関する条約の締結について検討が進められていることから、UNCEDまでは本件ガイドラインを採択すべきではないとの強い意見があり、結局採択には至らず、今次理事会で作成された原案を加盟国に配布し、各国で更に検討した上で、第13回理事会で論議されることになった。

5. 持続的経営の定義と基準

ITTOでは、西暦2000年までに持続的経営が可能な森林から生産された木材のみ貿易の対象とするのを目標に掲げているが、各国がこの目標を実現するためには、この「持続的経営」とはどういうもので、どう判断するのかという共通の概念を明らかにすることが重要となる。このため、第10回理事会で持続的経営の定義と評価について専門家パネルを開催してその結果を今回の理事会に報告することが決議された。昨年9月に行われた専門家パネルにおいて、持続的経営の定義とそれを判断するための基準と指標に関して検討され、今次理事会に報告された。しかし、十分な検討の時間がなく、内容に関する深い議論は行われず、さらに検討が必要ということで、専門家パネルで作成された定義と基準について、関係国際機関に送付するとともに、各国からの意見を徴収した上で再度パネルを開いて検討した結果を次回理事会で論議することとした。また、これに関連して生産国からの要請により、生産国が持続的経営を行う上で必要となる資金を算定するためのパネルを開いて検討することも決議された。

6. 協定改訂

ITTOを規定しているITTA（国際熱帯木材協定）が1983年に成立し、その後1回延長されて協定の期間が1992年3月末までとなっていたため、前回の第10回理事会でさらに2年間延長し、1994年3月末までとすることが決議されたが、それから後の同協定をどうするかということについては判然した考え方はまとまらなかった。今次理事会ではこの協定改訂問題についても論議され、消費国の一部からUNCEDが終わるまで協定改訂交渉について何らかの決議をすべきでないとの意見も出されたが、生産国及び消費国の大部分が次回理事会で協定改訂交渉の開始について決議したのでは、1994年3月までに間

に合わなくなる恐れもあるということから、今次理事会で協定改訂交渉開始の決議をすべきとの意見であり、理事会で協定改訂交渉の開始と交渉スケジュールが決議された。

(スケジュール)	第1回準備会合	1992. 11. 11～11. 16
	第2回準備会合	1993. 1. 25～ 2. 1
	第1回協定交渉会議	1993. 4. 13～ 4. 17
	第2回協定交渉会議	1993. 6. 22～ 6. 26

7. その他

(1) NGO セミナー

ITTO 理事会は加盟国政府のみならず、関係国際機関、並びに木材関係団体や環境保護団体等の NGO もオブザーバーとして参加が認められており、理事会の場で各々の意見を述べる事が出来るが、今回は特に環境 NGO によるセミナーとして一定の時間が設けられた。このセミナーには、ブラジルのアクレ（アマゾン）地域、ボリビアのチマネス地域、マレーシアのサラワクからの代表の他、日本から JATAN の代表から意見の発表があり、これに対して参加者との意見交換が行われた。各地域の代表からは、ITTO 並びにプロジェクト等に対する批判的意見が中心であったが、参加者の中で、生産国であるカメルーン、ホンジュラスの政府代表から経済発展のためには熱帯木材の利用が重要であること、ITTO の強化が必要であること等の強い意見が出され、各々の主張は平行線ではあったが、理事会の議事の中に NGO セミナーとして時間が設けられ、各国政府代表も多数参加して行われたことは ITTO の活動として意義あるものと評価される。

(2) 役員改選

フリーザイラー事務局長の任期が 1992 年 3 月末に終了するのに伴い、同事務局長任期がさらに 2 年間、1994 年 3 月末まで延長されることが決議された。

さらに、理事会議長としてカナダの D. ボウルダー氏（林野庁経済調査課長）、副議長にガーナの S. K. アピア氏（木材輸出開発委員会事務局長）が選出された。

(3) 次回、次々回理事会

第 12 回理事会は、カメルーン（ヤウンデ）で 1992 年 5 月 6 日から 14 日、第 13 回理事会は横浜で 1992 年 11 月 17 日から 24 日に各々開催されることが決議された。

おわりに

ITTO が実際に活動を開始してから僅か 5 年であるが、この間に多くのプロジェクトの実施、ガイドラインの設定、西暦 2000 年目標の設定等の成果をあげて来ている。しかし、一方で地球環境問題が大きくクローズアップしてきており、熱帯木材貿易と環境問題、持続的経営の実現と必要資金の確保の問題、今後の ITTO のあり方について協定改訂交渉を含め、UNCED の結果を受けて国際的な論議が高まってこよう。

「第 6 回海外林業研究会賞」論文募集

「第 6 回海外林業研究会賞」の論文を募集します。これは本会の事業活動である「海外林業協力に関する技術の研さん」の一環として行われるものであり、開発途上国に対する林業協力の促進と振興に寄与することを目的としています。

論文の対象は海外林業協力に関する下記のものとし、幅広い分野の方々から広汎な意見を募集したいと思います。会員各位の活発な投稿をお待ちします。

＜対象＞ (1) 主 題：我が国と熱帯林のかかわり

① UNCED と今後の海外林業協力への期待

② 国民参加の海外林業協力

(2) 応募者：海外林業研究会の一般会員

＜審査委員＞	日本林業技術協会理事長	鈴木 郁 雄
	国際協力事業団参与	神 足 勝 浩
	森林総合研究所企画調整部長	有 光 一 登
	宮崎県林務部長	林 久 晴
	林野庁計画課長	田 中 正 則

＜応募方法等＞

(1) 記載要綱：400 字詰原稿用紙（横書き）10 枚程度（図・表・写真を含む）で、未発表のものに限る。

(2) 締切り：平成 4 年 11 月 30 日

(3) 送付先：(財)国際緑化推進センター 海外林業研究会事務局

〒112 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル TEL 03-5689-3450

(4) 入賞発表（予定）：平成 5 年「熱帯林業」26 号誌上

(5) その他：原稿には住所、氏名（必ずふりかなをつけて下さい）、電話番号を明記して下さい。また、作品の著作権は海外林業研究会に属し、審査後は返却しません。

＜入 賞＞ 特選者 1 名・入選者 5 名とし、特選者には賞として開発途上国における林業の現状及び我が国の海外林業協力の現地視察のため、渡航用国際往復チケット及び若干の現地滞在費を進呈（渡航国については現在事務局にて検討中）。